**誓　約　書**

令和　　年　　月　　日

　美波町長　殿

住　所 〒

氏　名 　　　　印

　　私は、谷屋（たんにゃ）運営管理及びビール醸造起業事業者及び美波町委託型地域おこし協力隊（応募者提案型）募集の応募に際して、下記の酒税法第10条各号に規定する拒否要件に該当しないこと、及び募集要項の記載内容を熟読し、応募書類に故意の有無に関わらず虚偽の記載がないこと、募集要項記載の申請要件の全てを満たしていることを確認しました。

また、任期終了後は定住し、特別な理由がない限り美波町において、地域住民及び関係者等と協力し、美波町の地域活性化に寄与するため、ビール醸造、企画運営等を継続して行うことを誓約いたします。

|  |  |
| --- | --- |
| 酒税法第10条 | 製造免許の拒否要件 |
| 人的要件 | １号 | 酒税法の免許又はアルコール事業法の許可を取り消された日から３年を経過していない場合（種類不製造又は不販売によるものを除きます。） |
| ２号 | 法人の免許取消し等前１年内にその法人の業務執行役員であった者で、当該取消処分の日から３年を経過していない場合 |
| ３号 | 申請者が未成年者でその法定代理人が欠格自由（１、２、７～８号）に該当する場合 |
| ４号 | 申請者等が法人の場合で、その役員が欠格事由（１、２、７～８号）に該当する場合 |
| ５号 | 製造場の支配人が欠格事由（１、２、７～８号）に該当する場合 |
| ６号 | 免許の申請前２年内に、国税又は地方税の滞納処分を受けている場合 |
| ７号 | 国税 ・ 地方税に関する法令、酒類業組合法若しくはアルコール事業法の規定により罰金刑に処せられ、又は国税通則法等の規定により通告処分を受け、その刑の執行を終わった日等から３年を経過していない場合 |
| ７号の２ | 未成年者飲酒禁止法、風俗営業等適正法化法（２０歳未満の者に対する酒類の提供に係る部分に限ります。）、暴力団員不当行為防止法、刑法（傷害、暴行、凶器準備集合、脅迫、背任等に限ります。）暴力行為等処罰法により、罰金刑が処せられ、その刑の執行を終わった日等から３年を経過していない場合 |
| ８号 | 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わった日等から３年を経過していない場合 |
| １０号 | 破産者手続き開始の決定を受けて復権を得ていない場合 |
| 場所的要件 | ９号 | 正当な理由なく取締り上不適当と認められる場所に製造場を設置する場合（酒類の製造場又は販売場、酒場、料理店等と同一の場所等） |
| 経営基礎要件 | １０号 | 経営の基礎が薄弱であると認められる場合（国税・地方税の滞納、銀行取引停止処分、繰越損失の資本金超過、酒類の適正な販売管理体制の構築が明らかでない等） |
| 需給調整要件 | １１号 | 酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持する必要があるため免許を与えることが適当でないと認められる場合 |
| 技術 ・ 設備要件 | １２号 | 酒類の製造について必要な技術的能力を備えていないと認められる場合又は製造場の設置が不十分と認められる場合 |